

# 平成29年度富士見市国民健康保険改革について（用語解説）

## ■ 1 課税方式について

国民健康保険税の課税方式には、「2方式」と「4方式」があります。それぞれの違いは次の表のとおりです。

|         | 2方式 | 4方式（現状） | 備考              |
|---------|-----|---------|-----------------|
| 所得割     | ○   | ○       | 給与所得や年金所得（雑所得）等 |
| 資産割     |     | ○       | 土地、家屋           |
| 被保険者均等割 | ○   | ○       | 1個人ごとに課税発生      |
| 世帯別平等割  |     | ○       | 1世帯ごとに課税発生      |

## ■ 2 応能割と応益割について

国民健康保険税の税率（額）を決める上で、地方税法（703の4④⑬⑳）では、上記の2項目（又は4項目）の割合が「応能：応益＝50：50」であることが標準とされています。市民には直接関係あるものではなく、通知もされません。

|     | 内容               | 説明                                   |
|-----|------------------|--------------------------------------|
| 応能割 | 所得割（＋資産割）        | 負担能力に <u>応</u> じた分                   |
| 応益割 | 被保険者均等割（＋世帯別平等割） | 受 <u>益</u> 者負担として人数に <u>応</u> じ負担する分 |

## ■ 3 国民健康保険税について

国民健康保険税は、医療給付費分と後期高齢者支援金等分と介護納付金分に分かれます。それぞれについて2方式～4方式を市の条例で定めることとされています。

|            | 負担する人  | 説明  |
|------------|--|---|
| 医療給付費分     | 全ての被保険者が納付<br>（現状：4方式）                         | 加入者の医療費に充てるための課税分   |
| 後期高齢者支援金等分 | 全ての被保険者が納付<br>（現状：2方式）                         | 75歳以上の後期高齢者に係る医療制度を維持するために、富士見市国保が納める「後期高齢者支援金」に充てるための課税分（支払先：社会保険診療報酬支払基金） |
| 介護納付金分     | 40歳以上65歳未満の被保険者だけが納付<br>全ての被保険者が納付<br>（現状：2方式） | 主に65歳以上の要介護者に係る介護保険制度を維持するために、富士見市国保が納める「介護納付金」に充てるための課税分（括弧内同上）            |

## ■ 4 保険給付費等交付金、国保事業費納付金

平成30年度から、従来の高額医療費共同事業交付金、保険財政共同安定化事業交付金が廃止され、代わりに県から**保険給付費等交付金**（普通給付分）が市町村に交付されます。県には、療養給付費負担金（医療分、後期分、介護分）、普通調整交付金（医療分、後期分、介護分）、前期高齢者交付金が交付されるようになり、市町村には交付されなくなります。

県は、これらの交付金等を見込んでなお足りない医療費等を計算し、その結果を市町村に通知します（**国保事業費納付金**）。市町村は税率・額を適正に改正し、国保事業費納付金を県に納めます。